

# 岐阜県公報

第二千八百三十七号  
平成二十九年四月七日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

岐阜県条例施行規則第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務	(税 務 課) 二二一
道路の区域変更	(道路維持課) 二二一
道路の供用開始	(同) 二二二
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所) 二二三
公 示	
土地改良事業の工事の完了	(農地整備課) 二二四
公共測量の実施	(用 地 課) 二二四
公共測量の終了	(同) 二二四
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所) 二二六
指定自立支援医療機関の変更届出	(同) 二二六

## 告 示

岐阜県告示第二百五十五号

岐阜県条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)第十二条第二項に規定する自動車取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容	委託期間
一般社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の一	自動車取得税及び自動車税の収納事務	平成二十九年四月一日から平成三十年四月六日まで

岐阜県告示第二百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇



岐阜県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日告示のほか）
可土岐線	児岐線			二四〇〇	平成二九・四・七	平成二〇・七・四

岐阜県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日告示のほか）

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日告示のほか）
清古見川線				二七〇	平成二九・四・七	平成二〇・三・二

岐阜県告示第二百二十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場	指定年月日
泌尿器科	大菅 陽子	ときつくりニツク	平成二九・三・三
内科	出田 貴康	美濃市立美濃病院	平成二九・三・三
外科	莊加 道太	総合病院中津川市民病院	平成二九・三・三
耳鼻咽喉科	伊藤 智史	岐阜県立多治見病院	平成二九・三・三
小児科	谷口 顕信	大垣市民病院	平成二九・三・三
内科	土屋 邦洋	総合在宅医療クリニック	平成二九・三・三
外科	中野 志保	なこやかクリニック	平成二九・三・三

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	（岐阜 1 期池地区）	平成二七・一・三〇

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
可児市
- 二 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間  
平成二十九年三月二十七日から  
同 年四月二十八日まで
- 四 作業地域  
可児市みずきヶ丘及び下切地区

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所
- 二 作業種類  
公共測量（水準測量（一級））
- 三 作業期間  
平成二十八年九月二十六日から  
平成二十九年三月十六日まで
- 四 作業地域  
大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町及び安八郡安八町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十八年十月二十八日から  
平成二十九年三月二十四日まで

四 作業地域

瑞浪市及び土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり  
公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十  
四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（現地測量 道路台帳附図）

三 作業期間

平成二十八年十月二十八日から  
平成二十九年三月二十四日まで

四 作業地域

土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十八年八月二十二日から  
平成二十九年三月十五日まで

四 作業地域

岐阜市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、  
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年一月十一日から  
同 年三月二十四日まで

四 作業地域

美濃市





平成二十九年四月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社